

第2期

小林市子ども・子育て支援事業計画

中間見直し

令和5年3月

小 林 市



# 目 次

## 第1章 計画の中間見直しにあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画の中間見直しの背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画見直しの策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (1) 小林市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施・・・・・・・・ 2
  - (2) 庁内関係課による内部評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (3) 小林市児童福祉対策庁内推進会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (4) 小林市子ども・子育て会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (5) パブリック・コメントの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 本市の子どもや子育てを取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・ 4

- 1 児童人口と出生数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (1) 児童人口の推移と推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (2) 出生数の推移と推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 アンケート調査の結果からみる子育てに関する意識の現状・・・・・・・・ 6
  - (1) 就学前児童保護者アンケート調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - (2) 小林市内の子育て関連事業者アンケート調査の結果・・・・・・・・ 9

## 第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 第4章 計画の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

- 1 計画の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 基本目標及び施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

### 基本目標1 すべての子どもが等しく健やかに成長できるよう支援します・・ 13

- (1) ひとり親家庭等に対する自立支援対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 障がい等を有する特別な支援が必要な子どもの施策の充実・・・・・・・・ 14

**基本目標2 子どもが心豊かにたくましく成長する力を支援します** . . . . . 14

- (1) 子どもの安全の確保対策の充実 . . . . . 14
- (2) 児童生徒の生きる力を育む教育の充実 . . . . . 15
- (3) 次代の親の育成 . . . . . 15
- (4) 放課後や週末における子どもの安全な活動支援 . . . . . 15

**基本目標3 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりに努めます** . 16

- (1) 母子の健康の確保及び小児医療の充実 . . . . . 16
- (2) 保育サービスの充実 . . . . . 16
- (3) 仕事と子育ての両立支援の推進 . . . . . 17
- (4) 家庭や地域の子育て力・教育力の向上 . . . . . 17
- (5) 地域の子育て支援体制の充実 . . . . . 17
- (6) 少子化対策の推進 . . . . . 18

**基本目標4 支援が必要な家庭や子どもに寄り添い、地域で見守る環境づくりに**

**努めます** . . . . . 18

- (1) 相談体制の充実 . . . . . 19
- (2) 児童虐待防止対策の充実 . . . . . 19

**新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画** . . . . . 20

**第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等** . . . . . 22

- 1 教育・保育の量の見込みと確保方策 . . . . . 22
  - (1) 教育・保育提供区域の設定 . . . . . 22
  - (2) 認定区分について . . . . . 22
  - (3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 . . . . . 23
- 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 . . . . . 24
  - (1) 利用者支援に関する事業（利用者支援） . . . . . 24
  - (2) 時間外保育事業 . . . . . 25
  - (3) 放課後児童健全育成事業（低学年・高学年） . . . . . 25
  - (4) 一時預かり事業（幼稚園型） . . . . . 26
  - (5) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ） . 27
  - (6) 地域子育て支援拠点事業 . . . . . 27
  - (7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） . . . . . 28
  - (8) 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 . . . . . 28
  - (9) 病児・病後児保育事業、子育て援助支援事業（病児・緊急対応強化事業） . 28
  - (10) ファミリー・サポート・センター事業（就学児） . . . . . 29

(11) 妊婦に関する健康診査	29
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	30
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について	30
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	31
(1) 認定こども園の設置、設置時期その他認定こども園の普及に関する考え方	31
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策	31
(3) 幼児教育・保育の無償化の実施	31
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携	32
4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	32
5 子どもに関する専門的な知識及び技術に係る県との連携	32
6 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	32
7 公と民の協働による柔軟な保育サービスの提供	32

## **第6章 計画の推進** . . . . . **33**

1 役割分担と連携	33
2 進行管理	33



# 第1章 計画の中間見直しにあたって

## 1 計画の中間見直しの背景と趣旨

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性の働き方の多様化など、家庭や地域の子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

国においては、このような子育てをめぐる様々な問題に対応すべく、平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、それに伴い小林市においても、子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域における子育て支援を目指し、平成27年3月に「第1期小林市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

その後、本市の今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の確保、環境の整備を目的に、「第2期小林市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、今年度（令和4年度）、計画期間の中間年にあたることから、教育・保育の量の見込みの計画値と実態、各事業の内容を改めて確認し、令和5年度と令和6年度の取組に向けた計画の中間見直しを行います。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けるとともに、平成17年度から取り組んできた次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援市町村行動計画と一体的に策定するものです。

本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実のほか、母子保健事業、特別な支援を必要とする子どもや子育て世帯への支援施策の展開等、子どもを取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画を定めるものとし、これまでの取組を進めてきた第1期計画の考え方や方向性を継承することとします。

また、本計画は、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの本市の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、「第2次小林市総合計画」をはじめ、その他関連計画との整合性をもって策定します。

## 3 計画の期間

第2期子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としています。

ただし、社会・経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容を見直すとしています。

そして、今回、令和4年度が計画期間の中間年にあたることから、教育・保育の量の見込みの計画値と実態、各事業の内容を改めて確認し、令和5年度と令和6年度の取組に向けた計画の中間見直しを行いました。

## 4 計画の見直しの策定体制

計画の見直しにあたり、就学前児童保護者及び小林市内の子育て支援関連事業者を対象としたアンケート調査や内部評価（庁内関係課による個別事業の成果確認）を実施したほか、小林市子ども・子育て会の開催、パブリック・コメントの実施等を通じて、幅広い意見の反映に努めました。

### （1）小林市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

子育て家庭の的確なニーズの把握と課題を明らかにするため、就学前児童保護者と小林市内の子育て支援関連事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査種類	保護者対象	事業者対象
調査対象者	小林市在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者	小林市内の子育て支援関連事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園（所） ・ 幼稚園</li> <li>・ 認定こども園 ・ 認可外保育施設</li> <li>・ 子育て支援センター</li> <li>・ ファミリー・サポート・センター</li> <li>・ 放課後児童クラブ</li> <li>・ 児童センター</li> <li>・ 障がい児通所事業所</li> </ul>
調査時期	令和4年9月	令和4年10月
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小林市内の保育園（所）、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設を通じて配布・回収</li> <li>・ 令和4年9月実施の赤ちゃん健康診査にて配布・郵送回答を依頼</li> </ul>	郵送配布及び回収
調査対象件数	1,282件	69件
有効回答数 (有効回答率)	1,037件 (80.9%)	64件 (92.8%)

### （2）庁内関係課による内部評価の実施

第2期計画の基本目標ごとに設定された庁内関係課による個別事業について、進捗状況や課題、今後の方針を把握・整理するため、事業内容の「推進度」「達成度」「利用状況把握度」を確認し、PDCAに基づいた事業推進状況の総合的な評価を行い、令和5年度と令和6年度の取組内容について見直しを行った。



### (3) 小林市児童福祉対策庁内推進会議の開催

主要関係課による庁内推進会議を開催し、第2期計画の推進状況と計画見直し内容の方向性を確認し、今後の取組内容について連絡調整を図った。

### (4) 小林市子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく、公簿による市民、関係機関・団体の代表者、学識経験者からなる「小林市子ども・子育て会議」において、意見を聴取しました。

回	開催年月日	協議事項
第1回	令和4年8月23日	中間期実績の報告・検証、第2期小林市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
第2回	令和4年10月28日	人口推計と出生数、第2期計画の支援事業の実績値及び今後の目標値の検証について
第3回	令和4年11月25日	第2期計画の今後の取組内容（施策内容）について
第4回	令和5年2月15日	第2期計画の中間見直しに係るパブリック・コメントの結果報告及び最終案について

### (5) パブリックコメントの実施

本計画の中間見直し案に対し、広く市民の意見を聴取するため、令和5年1月4日～令和5年2月3日の期間において、パブリックコメント（意見公募）を行いました。

## 第2章 本市の子どもや子育てを取り巻く環境

### 1 児童人口と出生数

#### (1) 児童人口の推移と推計

第2期計画策定時（令和元年度）から、子ども・子育てを取り巻く環境は変化し、特に新型コロナウイルス感染症による子育て家庭への影響は多大となっています。

また、全国的に少子化が進行し、本市においても令和元年度に推計した令和4年度の児童人口（18歳未満）は6,502人でしたが、令和4年度実績値は6,469人となっており、令和5年度以降の児童人口推計も早い水準で減少推移しています。

【児童人口の推移（令和2年度から令和4年度）と推計（令和5年度から令和9年度）】

※各年4月1日現在 単位：人

区分	実績			推計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
児童人口	6,785	6,622	6,469	6,325	6,167	5,986	5,823	5,663
0歳	279	266	252	240	228	218	209	200
1歳	349	284	269	255	243	231	221	212
2歳	342	355	287	271	257	245	233	223
3歳	346	342	353	285	269	255	243	231
4歳	376	343	337	348	281	266	252	240
5歳	374	370	339	333	343	278	263	249
0～5歳	2,066	1,960	1,837	1,732	1,621	1,493	1,421	1,355
6歳	363	375	372	341	335	345	280	265
7歳	353	359	380	377	346	340	350	284
8歳	421	350	366	387	384	352	346	357
9歳	417	419	351	367	388	385	353	347
10歳	359	420	426	357	373	394	391	359
11歳	380	355	421	427	358	374	395	392
6～11歳	2,293	2,278	2,316	2,256	2,184	2,190	2,115	2,004
12歳	381	373	351	417	423	354	370	391
13歳	423	388	376	354	420	426	357	373
14歳	392	419	390	378	356	422	428	359
15歳	393	394	409	381	369	347	412	418
16歳	415	394	396	411	383	371	349	414
17歳	422	416	394	396	411	383	371	349
12～17歳	2,426	2,384	2,316	2,337	2,362	2,303	2,287	2,304

## (2) 出生数の推移と推計

令和2年度の出生数は276人（対前年比6.1%減）、令和3年度の出生数は253人（対前年比8.3%減）となっています。

妊娠から出産までの期間を踏まえると、令和2年12月頃から新型コロナウイルス感染症の影響が出始めているものと考えられ、令和3年度は大きな落ち込みとなっています。

推計は、過去3年間を参考に算出されているため、出生数の推移は減少傾向が顕著になっています。

### 【出生数の推移（令和元年度から令和3年度）と推計（令和4年度から令和8年度）】

※各年4月1日～翌年3月31日集計 単位：人

区分	実績			推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出生数	294	276	253	247	235	224	215	206

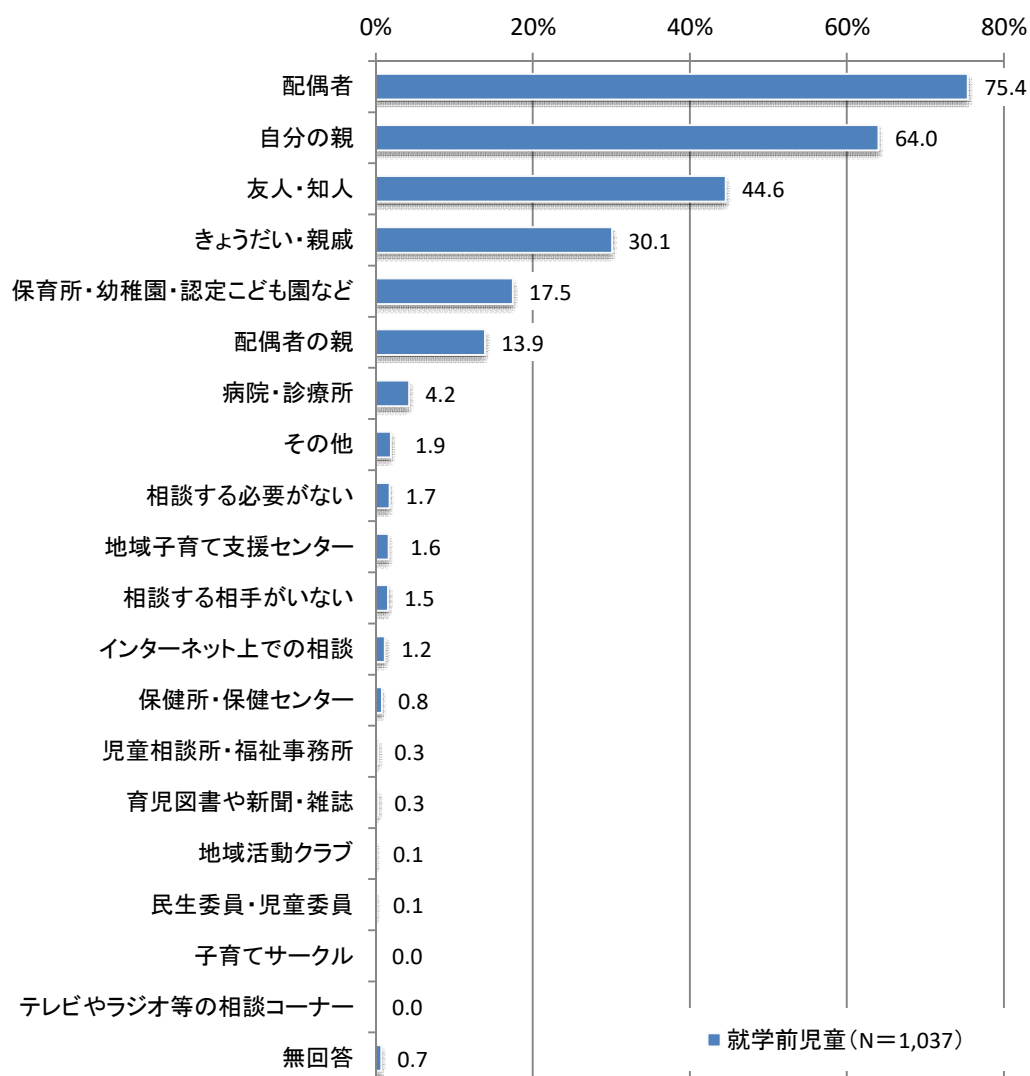
## 2 アンケート調査の結果からみる子育てに関する意識の現状

### (1) 就学前児童保護者アンケート調査の結果

#### ア 子育てに関する不安や悩みの相談相手

子育てに関する悩みや不安の相談相手については、「配偶者」が75.4%と最も高く、次いで「自分の親」が64.0%、「友人・知人」が44.6%の順になっており、ほとんどの人が身近な存在である人に相談しています。子育て関連施設への相談としては、「保育所・幼稚園・認定こども園など」が17.5%と最も高くなっています。

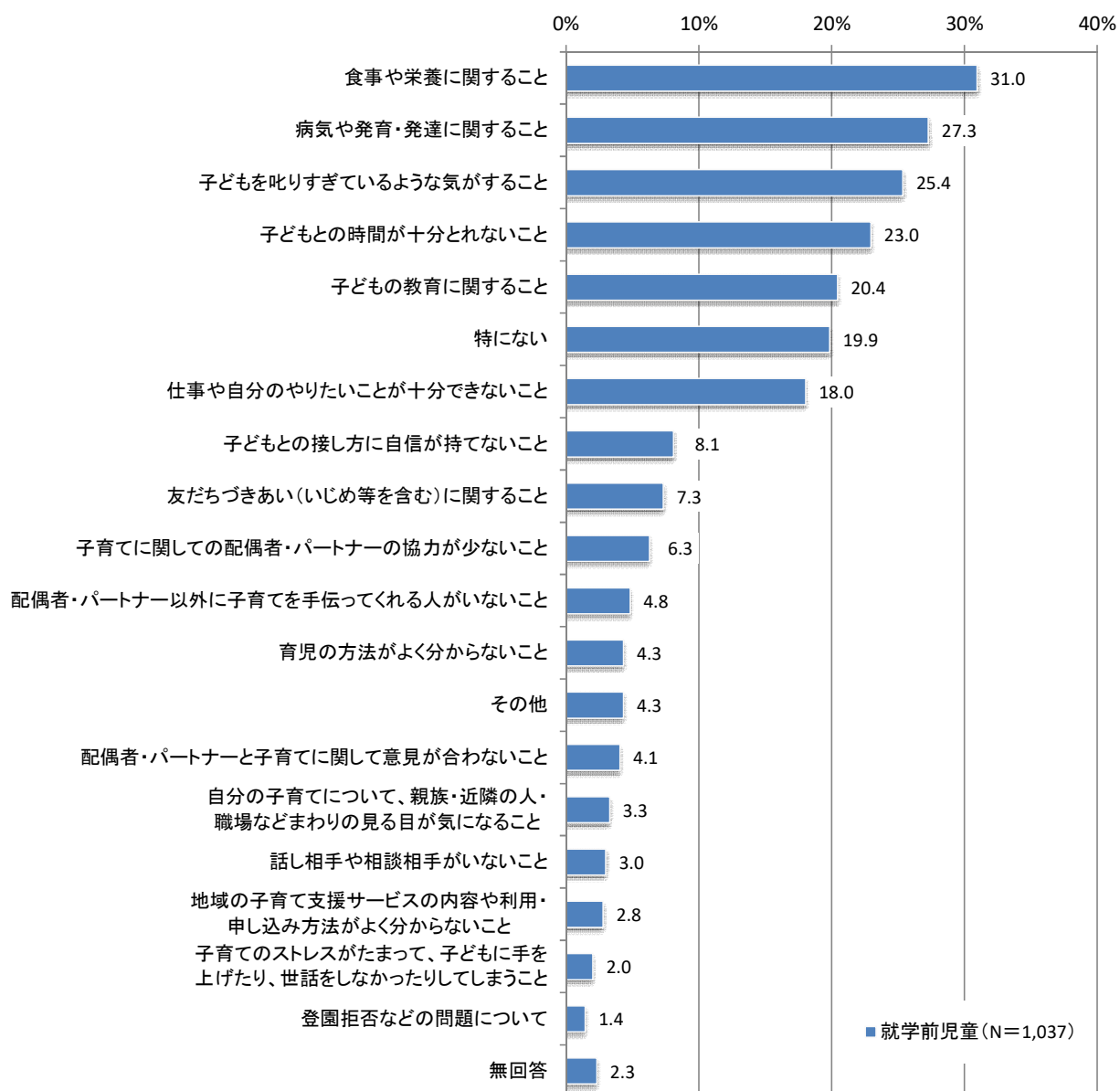
また、「その他」の主な回答には、職場の人、児童発達支援事業所、相談しない等がありました。



## イ 子育てに関して日常的に悩んでいること

子育てに関して日常的に悩んでいることについて、「食事や栄養に関すること」の割合が31.0%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」27.3%、「子どもを叱りすぎているような気がする」と25.4%、「子どもとの時間が十分とれないこと」23.0%となっています。

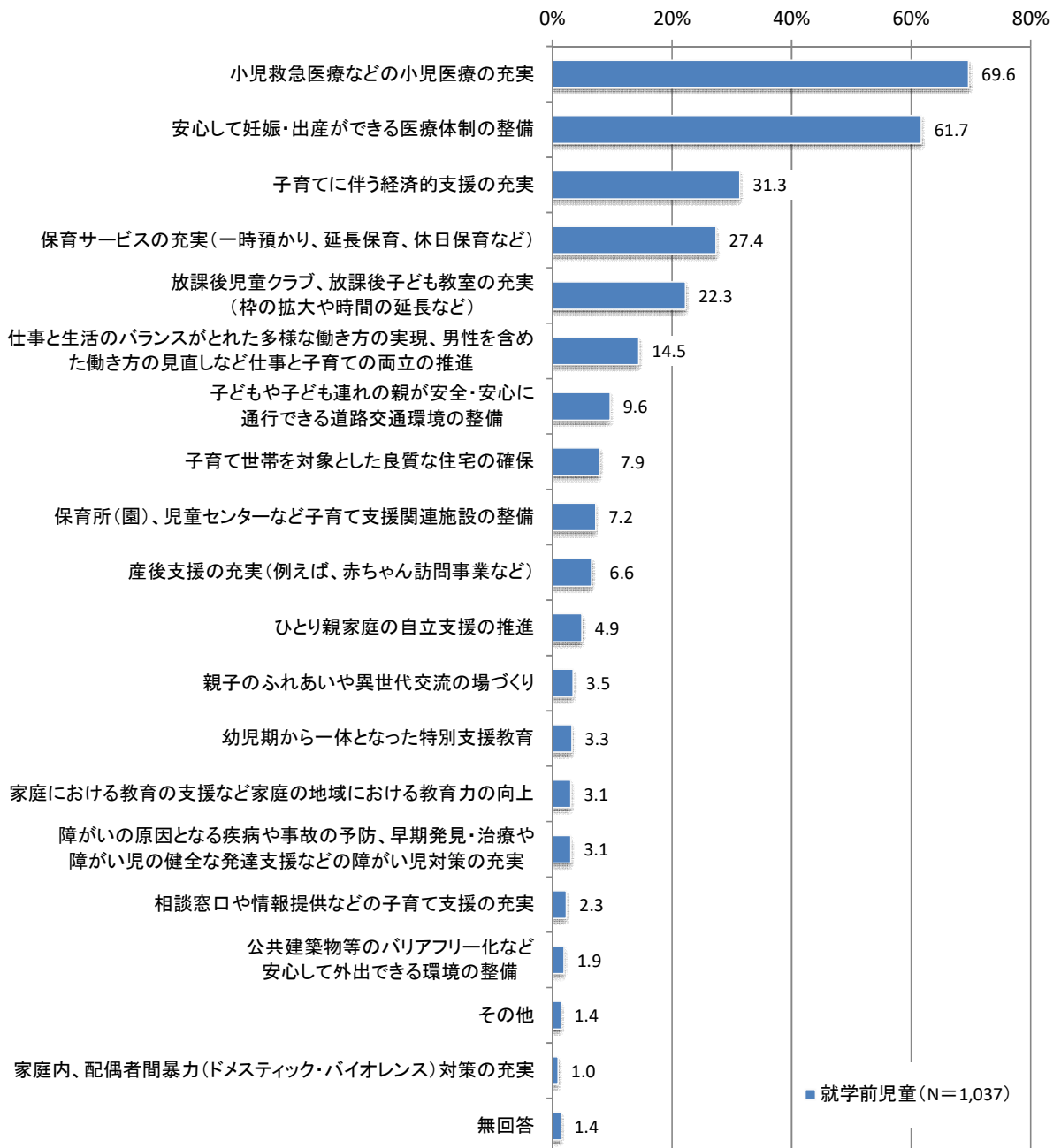
また、「その他」の主な回答には、経済的不安、金銭問題、ママ友関係、小児医療、コロナ関係等がありました。



## ウ 子育て支援に関する施策について

子育て支援の環境づくりに対する施策について、市が重点的に取り組む必要が高いと思割れているものは、「小児救急医療などの小児医療の充実」の割合が69.6%と最も高く、次いで「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」61.7%、「子育てに伴う経済的支援の充実」31.3%となっています。

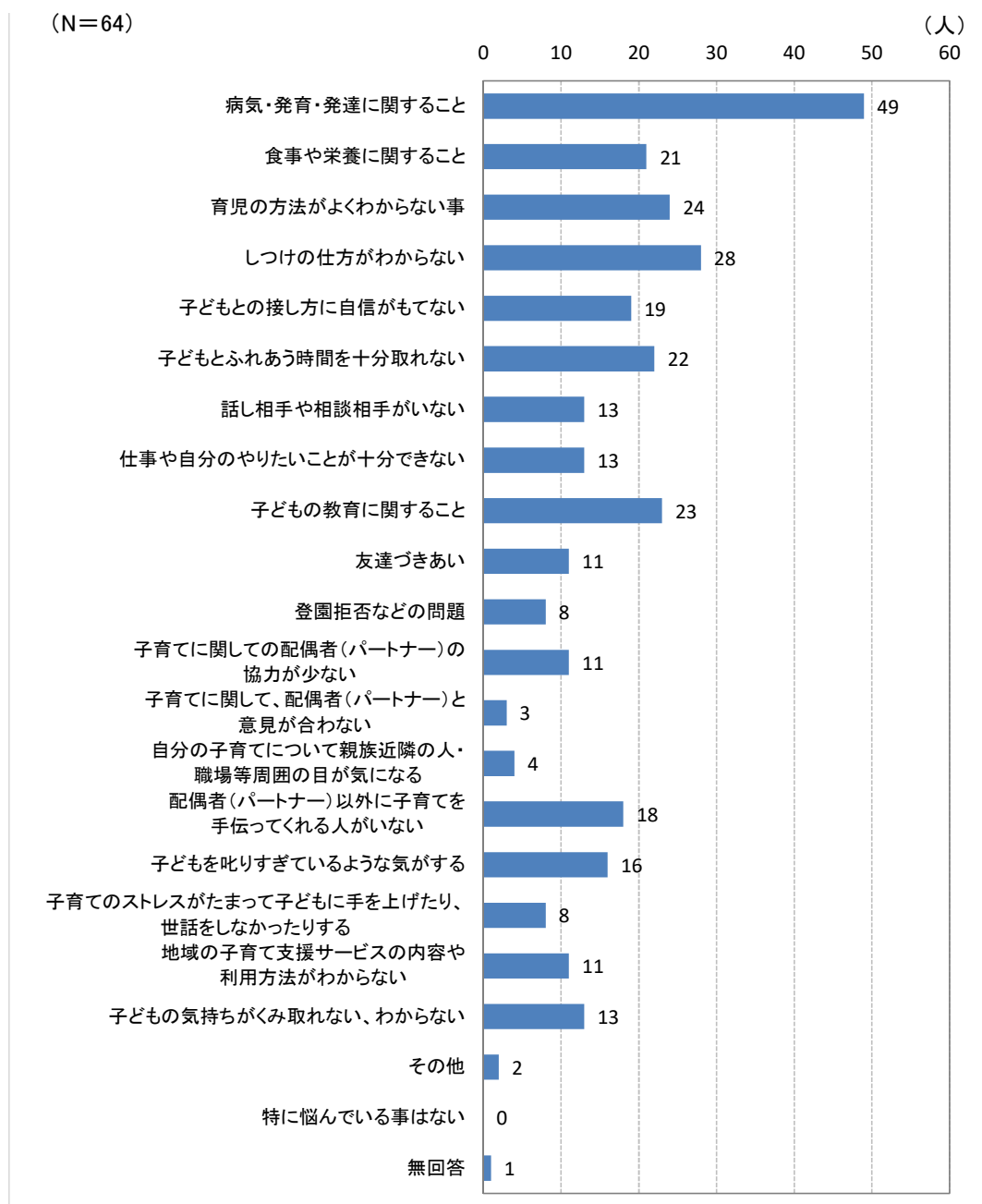
また、「その他」の主な回答には、公園・遊べる場所の整備、サービスや支援のわかりやすい情報提供等がありました。



## (2) 小林市内の子育て関連事業者アンケート調査の結果

### ア 親が抱える子育てに関する悩みや問題

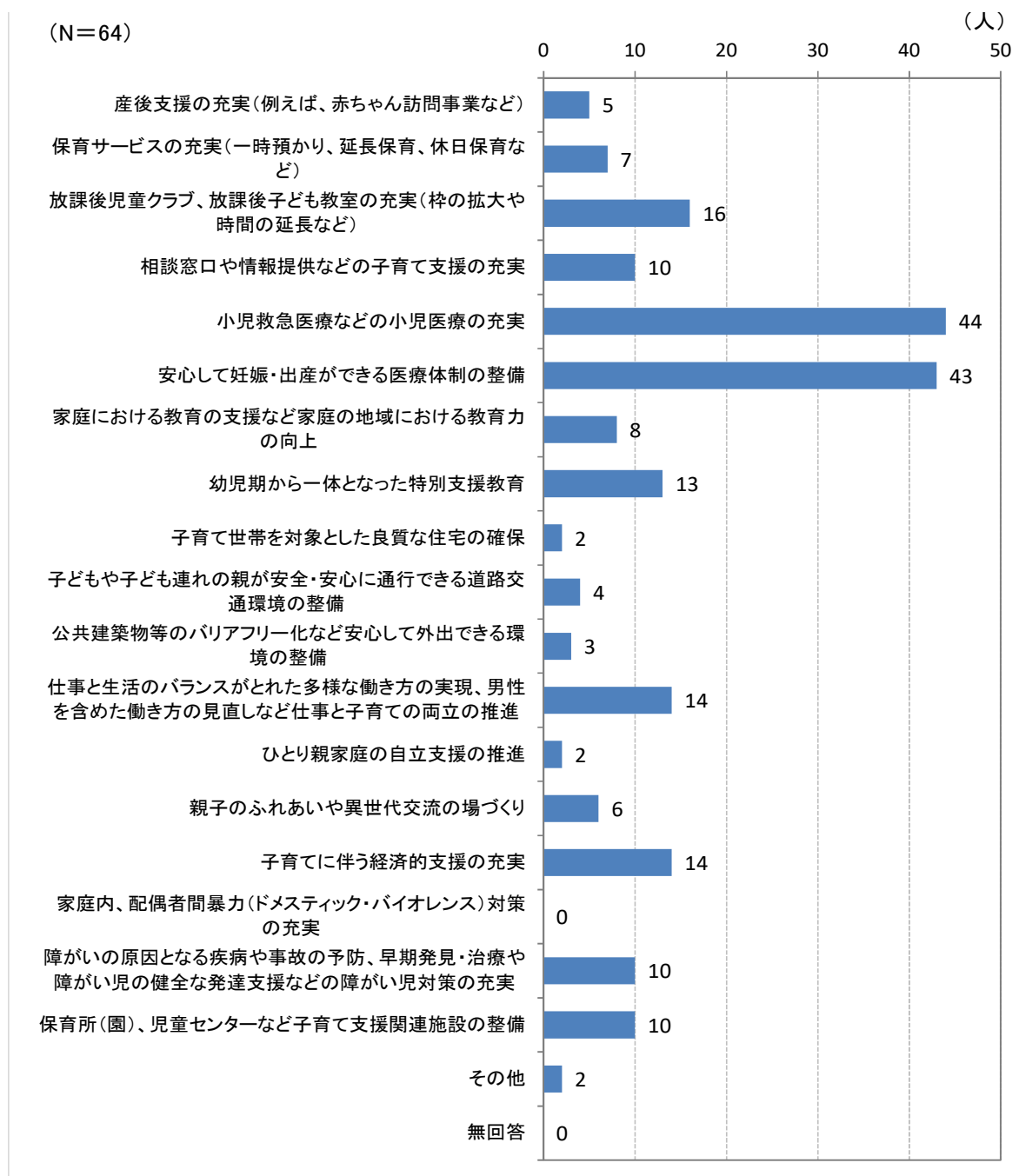
事業者が、日々、子どもやその親たちと接する中で、親が子育てに関して抱えていると感じている悩みについて、「病気・発育・発達に関すること」が最も多く、次いで「しつけの仕方がわからない」が多くなっています。



## イ 子育て支援に関する施策について

事業者が、子育て支援の環境づくりに対する施策について、市が重点的に取り組む必要が高いと思われるものは、「小児救急医療などの小児医療の充実」と「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」が多くなっています。

また、「その他」の主な回答には、公園内の大型遊具が欲しい、公園の整備がありました。





## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

核家族化や就業する女性の増加、地域のつながりの希薄化などにより、身近な地域に相談できる相手がいないなど子育ての孤立化が懸念されています。

また、新型コロナウイルス感染症により交流や活動が制限され、子ども同士のふれあいの機会も減少し、こうした環境の変化は、子どもの健やかな成長に大きな影響を与えると推測されます。このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識のもとに、行政のみならず、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることがこれから更に必要です。

本計画では、「明日の小林を担う子どもたちには、人としての成長に不可欠な現実のコミュニティでの活動を数多く体験し、豊かな心を育ててほしい」とこれからも願い、協働のまちづくりのもと家族や地域と連携し、社会全体で取り組む子育て支援の方向性を第1期計画から継続していきます。また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、「すべての子どもの個性を尊重し、健やかな成長を育む社会の実現」をめざす姿に位置付けて、次の基本理念を継承します。

### 2 基本理念

**子育ては未来を担う人づくり。  
地域とともに子育て、子育てを応援します。**

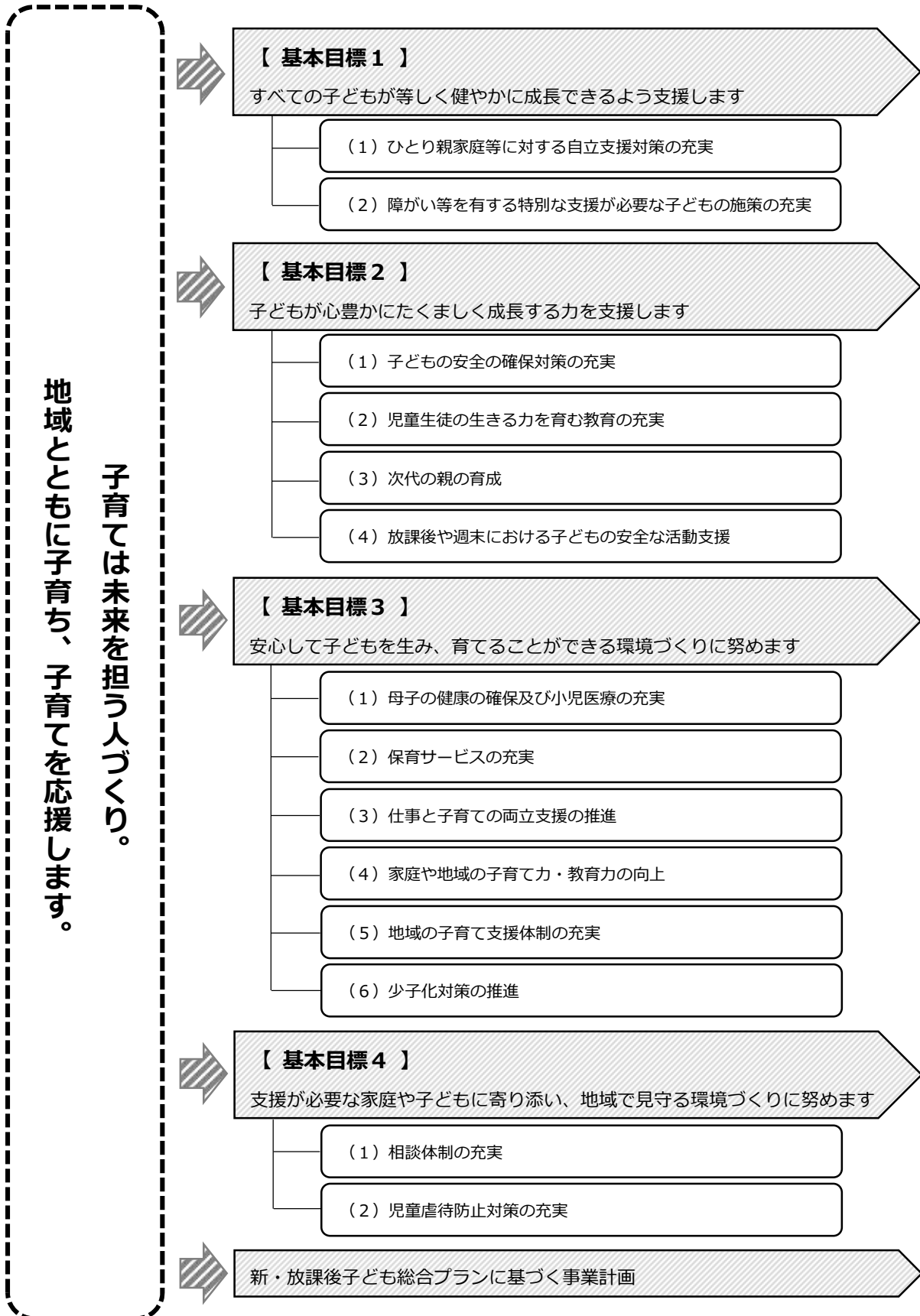
乳幼児期から学童期は、子どもを取り巻く環境が、子どもの人間形成の基礎を培い、生きる力を育みます。子どもたちが人間関係を構築し、人として豊かな心を持って生きていく土台をつくるためには、子どもとその家族を取り巻く地域社会が一体となって支え、一人ひとりの個性を尊重しながら、自己肯定感が持てる育ちを支援していかなければなりません。

また、子育てとは、子どもの成長を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者もまた、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合うために、社会全体が親としての成長を支援していくことが必要です。

上記内容を踏まえ、小林市の未来を担う子どもの育みにもう一度向き合い、市がこれまで取り組んできた子育て支援事業や子育て環境のさらなる充実を図るため、第1期計画の理念を継続し本計画を推進する上での基本理念を「子育ては未来を担う人づくり。地域とともに子育て、子育てを応援します。」と設定します。

## 第4章 計画の取組

### 1 計画の施策体系



## 2 基本目標及び施策の展開

上記の基本的な考え方や基本理念に基づき、4つの基本目標を設定し、各種子ども・子育て支援事業等を計画的に確保するとともに子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境整備に取り組みます。

### 【基本目標1】すべての子どもが等しく健やかに成長できるように支援します

すべての子どもは、いかなる状況下でも、等しく尊重され、健やかな育ちが保障されなければなりません。また、障がいのある子どもも、ない子どもも、ともに個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせることが重要です。発達に課題のある子どもについては、各乳幼児健診及び4歳児・5歳児健康相談での健診後のフォローとして、内容の充実を図りながら育児支援を行い、乳幼児の健康増進に努めています。

昨今増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で負うことが多く、日常生活で様々な問題に直面しています。ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な方への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図る必要があります。そのため、ひとり親家庭などに対する支援、特別な支援が必要な子どもの施策、子どもの安全の確保対策を充実し、子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくりに努めます。

しかし、経済状況をはじめとした家庭環境の不安定さが、子どもの学びの機会や、健やかな成長に影響を与えている場合が少なくありません。「子どもの貧困」を放置すれば、子どもたちの輝かしい未来が閉ざされるだけでなく、本市の将来の担い手が減少し、結果的に本市の社会保障負担が増加するなど、社会的損失は免れません。子どもの貧困は、今対応しなければならない課題であり、市民一人ひとりが他人事でなく、自分事ととらえることが大事です。

さらに、行政・学校・地域が一体となり、支援が必要な子どもとその保護者に対し、支援を切れ目なく届けることで、貧困の連鎖を断ち切ることが重要です。生活の支援では、子どもに近い地域と連携し、子どもが安心して過ごせる居場所の確保や、生活習慣を定着させるための取組を進めるとともに、保護者も孤立しないよう相談体制を整えます。

### (1) ひとり親家庭等に対する自立支援対策の充実

ひとり親に対して、就労などの自立支援や生活支援を基本に子育てを総合的に支援するため、各種制度の周知、相談体制の充実に努めます。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭に対する相談体制の充実</li> <li>・ひとり親家庭の自立支援事業</li> </ul>

## (2) 障がい等を有する特別な支援が必要な子どもの施策の充実

障がい等を有する子どもや、発育・成長に遅れのある子ども及びその保護者に対し、より専門的で総合的な支援ができるよう、各種生活支援サービスの充実に努めます。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい児等の発達支援及び生活支援</li> <li>・ 障がい児等に関する助成事業</li> <li>・ 教育・保育施設及び放課後児童クラブ等における障がい児等の受入</li> <li>・ 就学相談会</li> <li>・ 教育支援委員会</li> <li>・ 特別支援教育支援事業</li> </ul>

### 【 基本目標 2 】 子どもが心豊かにたくましく成長する力を支援 します

地域の中で、子どもが安心して過ごすことができる場所や、本来もっている力を存分に発揮し活躍できる場と機会を拡充するとともに、地域での活動に参加することを通じて、多世代が交流する機会を充実します。地域社会の担い手の一員としての活動や多世代交流の体験を通じて、社会性、主体性、協調性などの生きる力を育むことを地域とともに支えます。また、子どもの頃から地域で活動することや、地域との関わりをもつことで、地域に対する愛着を培い、地域社会で若者、大人、親へと成長し、地域の子どもの活動を支える立場として関わりを継続・循環していくことができる環境を整えます。

## (1) 子どもの安全の確保対策の充実

子どもが事故や犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設の構造、設備、配置等について、事故防止に配慮した環境設計に努めるとともに、通学路や公園等における安全灯の整備など、犯罪防止に配慮した防犯設備の整備に努めます。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園や遊具等の点検や維持管理</li> <li>・ 通学路や公園等における安全灯・防犯灯設置</li> <li>・ 子どもや保護者を対象とした交通安全キャンペーン、防犯学習、講習会</li> <li>・ 通学路におけるPTAやボランティアによるパトロール活動</li> </ul>

## (2) 児童生徒の生きる力を育む教育の充実

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を育むために、学校の教育環境等の整備に努めます。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャリア教育の推進</li> <li>・ 教育の情報化（ICT）の促進</li> <li>・ 少人数指導や習熟度別指導</li> <li>・ 学童期、思春期における心の問題の専門相談</li> <li>・ 協働による学校づくり（小林版コミュニティスクール）</li> </ul>

## (3) 次代の親の育成

男女共同参画に関する市民の意識を高め、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義を広く啓発するため、保育所や幼稚園、学校などを通じた効果的な取組を推進します。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画意識の形成</li> <li>・ 学校における平等意識の啓発</li> <li>・ プレコンセプションケア（※）の実施</li> </ul>

※プレコンセプションケア…女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康を促す取組

## (4) 放課後や週末における子どもの安全な活動支援

子どもが放課後や週末に安全・安心に過ごせる居場所づくりと、学校だけでなく地域住民の参画による子どもの健全な育成に資する環境の充実に努めます。

※新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画により具体的に記載

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童健全育成事業</li> <li>・ 地域における子どもの居場所づくり事業</li> <li>・ 放課後子ども教室推進事業</li> </ul>

## 【基本目標3】 安心して子どもを生み、育てることができる環境 づくりに努めます

子どもを生み、安心して健やかに育てるため、そして生涯にわたる健康維持のためには、母子保健は欠かせないものです。安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳交付をはじめ、無料受診券の交付等により、妊娠期の健康の保持に努め、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親に対する支援を行います。

さらに、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して出産や子育てができるよう、地域における子育てを積極的に支援するとともに、子育てと仕事との均等が保てるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努めるとともに、男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援するなど、安心して子どもを生み、育てることができる切れ目ない環境づくりを目指します。

### (1) 母子の健康の確保及び小児医療の充実

健康に子どもを生み育てるよう、また、子どもが健やかに生まれ、育つよう、妊娠中から出産・乳幼児期を通した育児相談や各種健診の充実、食育の推進などにより、子どもと親が心身ともに健康であるために必要な環境づくりに努めます。

また、小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組めます。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦及び乳幼児に対する健康診査の受診勧奨</li> <li>・妊娠期から子育て期における相談体制の充実</li> <li>・食育の推進</li> <li>・小児生活習慣病予防対策事業</li> <li>・子ども医療費助成事業</li> <li>・小児医療体制の確保</li> </ul>

### (2) 保育サービスの充実

保育サービスは子どもの幸せを第一に考えるとともに、保護者の就労形態の多様化・長時間化に対応するため、利用者の意向を十分に踏まえ、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等、市民が利用しやすい多様な保育サービスの提供に努めていきます。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設における多様な保育サービスの実施</li> <li>・保育所等の施設整備事業</li> </ul>

### (3) 仕事と子育ての両立支援の推進

「第2次小林市男女共同参画基本計画改訂版」に基づき、男女の固定的役割分担意識を見直し、男女がともに家庭や子育てにおける責任を担うことを促すとともに、安心して就労できるよう、仕事と家庭の両立支援を推進します。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定的な性別役割分担意識の解消</li> <li>・ 職場優先の組織風土の是正に向けた啓発活動</li> <li>・ 育児・介護休暇制度や職場復帰後の両立支援に関する情報提供</li> <li>・ ワークライフバランス啓発事業</li> </ul>

### (4) 家庭や地域の子育て力・教育力の向上

家庭教育に関する学級や講座を継続的に実施するとともに、各種の子育て支援サービスが利用者に十分周知されるよう情報提供を行います。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭教育に関する学級や講座の実施</li> <li>・ 豊かな心を育む体験事業</li> </ul>

### (5) 地域の子育て支援体制の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てできるように、地域子育て支援センターを拠点とした子育て支援、保育所等での地域活動事業における世代間交流、子育てに配慮した環境の整備など、地域における子育て支援サービスを充実します。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらゆる媒体を活用した子育てに関する情報発信の充実</li> <li>・ 地域子育て支援センター事業</li> <li>・ ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・ 保育所等における地域活動事業（世代間交流）</li> </ul>

## (6) 少子化対策の推進

希望する人が、安心して妊娠、出産及び子育てができる環境づくりと、それを地域全体で支える機運の醸成を図る取組を推進するとともに、医療提供体制や母子保健に係る健康診査、相談等の充実に努めます。また、若い世代の出会いの場から結婚、妊娠、出産、就労及び住まいまで総合的な支援を行います。なお、少子化対策の推進に当たっては、個人の選択の自由や多様化に十分配慮します。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子化対策推進事業</li> <li>・ 子ども・子育て応援事業</li> <li>・ 子育て世代包括支援センター事業</li> </ul>

### 【 基本目標 4 】 支援が必要な家庭や子どもに寄り添い、地域で見守る環境づくりに努めます

核家族化による子育ての負担や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や悩みを抱える家庭やその悩みを相談できずに孤立化している家庭も少なくありません。子どもは社会の希望であり、未来を担うかけがえのない大切な存在です。児童虐待は、新聞、テレビ等マスコミ報道で伝えられているとおり、全国的に増加し深刻な社会問題となっています。

虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、小林市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を図り、虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制（子ども家庭総合支援拠点）の整備等のきめ細やかな対応を一層充実します。

また、子育て世代包括支援センターを中心に、児童虐待未然防止の立場から、妊娠・出産・育児に関わる相談に応じ、保健師等による訪問、関係機関との連携による見守りを行い、育児不安の解消や虐待等の早期発見に取り組んでいきます。



## (1) 相談体制の充実

子育てに関する悩みを抱える家庭に寄り添い、気軽に相談できる体制を整備します。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭児童相談事業</li> <li>・ 子ども家庭総合支援拠点事業</li> <li>・ 子育て世代包括支援センター事業（再掲）</li> <li>・ 養育支援家庭訪問事業</li> <li>・ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・ スクールソーシャルワーカーの配置</li> <li>・ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動</li> </ul>

## (2) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応のためには、妊娠から出産・育児における切れ目のない総合的な支援を講ずる必要があります。本市では「要保護児童対策地域協議会」を設置し、定例ケース会議や個別ケース検討会議を随時行い、医療、保健、福祉、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を強化するとともに、体罰によらない子育てを推進します。

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護児童対策地域協議会</li> <li>・ 体罰によらない子育ての推進</li> <li>・ 配偶者からの暴力に対する母子の保護と自立支援</li> </ul>

## 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画

第1期計画に引き続き、共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。

	項目	本市の取組及び確保対策
1	放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	第5章 4 地域子ども・子育て支援事業(3)に記載
2	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成されるべき目標事業量	2023年度までに、3か所で一体型又は連携して活動を行う体制を目指す。
3	放課後子ども教室の2023年度までの実施計画	子どもたちが安全・安心に放課後を過ごすために、地域全体で見守りを行う。また、幅広い体験活動や学習の機会を与えることで子どもたちの持つ可能性を広げ、学びや気づきを醸成する。
4	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した事業の実施に向けて、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容、実施日等を検討するための定期的な打合せの場を設ける。
5	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	新・放課後子ども総合プランについて、学校関係者へその必要性、意義等について理解を求めるとともに、余裕教室の実数と利用可能数の調査を行う。その後、活用に向け小林市放課後対策運営委員会等において協議検討を行う。
6	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動等を行うことができるよう、教育委員会と福祉部局との連絡調整会議において、放課後活動の実施にあたっての運営及び責任体制の明確化や放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的又は連携による事業実施などについて、児童の総合的な放課後対策を協議する。
7	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	保護者・関係機関と連携を図り、情報共有を行う。
8	地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等	地域の実情等を調査・研究しながら、事業実施の取組を研究していく。

	項目	本市の取組及び確保対策
9	各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割（※）をさらに向上させていくための方策	子どもの育成支援の充実を図るため、研修や情報交換等を行い、支援員の資質向上に努める。
10	上記放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等	本市のホームページや広報紙による周知を行うとともに、運営委員会等を通じ、学校や地域との連携を図る。

※放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

## 第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等

### 1 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本市の第2期子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育施設等と地域子ども・子育て支援事業（以下「13事業」という。）では、広域利用の実態や事業展開の単位が異なることから、共通の区域設定を行うことが困難であると考えため、地形的要件、中心部の位置的要件、面積的要件、動線的要件、人口、地域性等の要件から勘案して、小林・須木地区、野尻地区の2つの区域を設定しています。

教育・保育提供区域	①小林・須木地区 ②野尻地区
地域子ども・子育て支援事業提供区域	全区域

#### (2) 認定区分について

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、本市に居住する子どもについては、「現在の幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定しています。

##### 【認定区分】

設定区分	内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定 満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上保育認定 満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満保育認定 満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園

### (3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めま  
す。

【市全体の教育・保育の利用の見込みと確保方策】

(単位：人)

認定区分		令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	296	278	258
	確保方策（供給量）	390	360	315
2号認定	量の見込み	770	722	666
	確保方策（供給量）	791	770	770
3号認定 (0歳児)	量の見込み	197	187	178
	確保方策（供給量）	163	143	143
3号認定 (1・2歳児)	量の見込み	366	345	327
	確保方策（供給量）	506	477	477
合計	量の見込み	1,629	1,532	1,429
	確保方策（供給量）	1,850	1,750	1,705

【地域ごとの教育・保育の利用の見込みと確保方策】

※小林・須木地区

(単位：人)

認定区分		令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	281	263	243
	確保方策（供給量）	320	290	290
2号認定	量の見込み	693	650	600
	確保方策（供給量）	683	667	667
3号認定 (0歳児)	量の見込み	189	179	170
	確保方策（供給量）	141	127	127
3号認定 (1・2歳児)	量の見込み	319	301	286
	確保方策（供給量）	447	426	426
合計	量の見込み	1,482	1,393	1,299
	確保方策（供給量）	1,591	1,510	1,510

## 【地域ごとの教育・保育の利用の見込みと確保方策】

※野尻地区

(単位：人)

認定区分		令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	15	15	15
	確保方策(供給量)	70	70	25
2号認定	量の見込み	77	72	66
	確保方策(供給量)	108	103	103
3号認定 (0歳児)	量の見込み	8	8	8
	確保方策(供給量)	22	16	16
3号認定 (1・2歳児)	量の見込み	47	44	41
	確保方策(供給量)	59	51	51
合計	量の見込み	147	139	130
	確保方策(供給量)	259	240	195

## &lt;確保方策の内容&gt;

令和4年度は全体的に充足している。今後も、定員変更の要望に対し、次年度以降の児童見込み数を勘案し、不足が生じないように実態に合わせた数の確保に努める。また、保育士不足の課題に対し、保育士不足から質の低下につながることはないように保育人材の対策を講じ保育士の確保を行う。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「利用希望」や「現在の利用状況」を踏まえて設定します。

### (1) 利用者支援に関する事業(利用者支援)

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

認定		令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
基本型	量の見込み（か所数）	1	1	1
特定型	確保方策（か所数）	1	1	1
母子保健型	量の見込み（か所数）	1	1	1
	確保方策（か所数）	1	1	1

<確保方策の内容>

基本型・特定型は子育て支援課に、母子保健型は健康推進課に整備している。引き続き、各窓口において、子育て支援事業に係る情報を提供及び周知するとともに、子どもや子育てに関する様々な相談に応じ、関係機関と連携して適切な助言、応対に努めます。

## （2）時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

認定		令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		650	650	650
確保方策	（人）	650	650	650
	（か所数）	23	24	24

<確保方策の内容>

令和4年度の実績は対応人数を確保できている。今後、現行の延長保育促進事業を基本として、保育施設の意向と保護者ニーズを考慮して、さらなる事業の充実を図る。

## （3）放課後児童健全育成事業（低学年・高学年）

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して、放課後や長期休暇中、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

認定		令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み(人)	455	466	466
	確保 方策	(か所数)	18	20
		(人)	412	458
高学年	量の見込み(人)	80	74	74
	確保 方策	(か所数)	18	20
		(人)	73	72
合計	量の見込み(人)	535	540	540
	確保方策(人)	485	530	570

<確保方策の内容>

現在、共働き等によりニーズは増加傾向にあり、校区によっては待機児童が発生している。全体数を把握するなかで、地域の実情に応じた数の確保を行いながら第2期計画の最終年度の令和6年度の充足を目標とする。また、質の向上を図るため、職員研修の周知や各施設や連絡協議会が行う自主研修を積極的に支援するとともに、特別な支援を必要とする児童の受入れを可能とする体制整備を進めていく。

**(4) 一時預かり事業(幼稚園型)**

幼稚園又認定こども園において在園児を対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に一時預かり(預かり保育)を行う事業です。

認定		令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間延べ人数)		19,000	18,500	18,000
	1号認定による利用	19,000	18,500	18,000
	2号認定による利用	0	0	0
確保方策	(か所数)	13	13	13
	(人)	19,000	19,000	18,500

<確保方策の内容>

育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、支援が必要とされている児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備する。



## (5) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

一時的に家庭での保育が困難となった場合になど、保育所、幼稚園、認定こども園やその他の園や事業で一時的に保育を行います。

認定		令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）		1,914	1,944	1,974
確保方策	（年間延べ人数）	1,914	1,944	1,974
	一時預かり事業	1,000	1,000	1,000
	子育て援助活動支援事業	900	930	960
	子育て短期支援事業	14	14	14

### <確保方策の内容>

保護者ニーズに合わせて、保育士人材、質の向上、提供体制の確保を図る。

ファミリー・サポート・センター事業は、コロナ禍であっても個別で対応してくれるという強みから、利用数は増加傾向にある。今後もまかせて会員の確保を行い、ニーズに応じていく。トワイライトステイは、児童養護施設との協議により、必要時に対応できるように準備をしている。施設の場所（市外）において送迎が課題となり、利用につながらないケースが多いため、市内での対応の可否について検討する必要がある。

## (6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

認定	令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	11,000	13,000	12,950
確保方策（か所数）	3	3	3

### <確保方策の内容>

引き続き、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を確保し、保護者がひとりで悩みを抱えず、相談や情報の交換ができる居場所づくりを行う。

### (7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

認定	令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	115	114	108
確保方策（対応数）	115	114	108

#### <確保方策の内容>

養育支援訪問事業と併せて全戸訪問を目標に、リスクの低い家庭を訪問し対応する。訪問する母子保健推進員数を確保し、専門職と協力しながら対応していく。

### (8) 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事により、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員（関係機関）の専門性強化と連携強化を図ります。

認定	令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	132	121	116
確保方策（対応数）	132	121	116

#### <確保方策の内容>

養育支援が必要なリスクの高い家庭に訪問・支援をしていく体制を整える。また、妊娠中からリスクの高い家庭を発見し、早期に介入し支援を行っていく。

### (9) 病児・病後児保育事業、子育て援助支援事業（病児・緊急対応強化事業）

保育を必要とする乳児・幼児等であって、疾病にかかっている児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行う事業です。

認定	令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	100	100	100
確保方策（対応数）	1,000	1,000	1,000

<確保方策の内容>

病後の児童を心配する保護者が安心して就労等が行える制度として、積極的な利用を推奨する。

### (10) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

育児の手助けをして欲しい人と育児の協力をしたい人との相互援助活動で、アドバイザーが連絡、調整を行います。事前に会員登録が必要です。

認定	令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	70	70	70
確保方策（対応数）	70	70	70

<確保方策の内容>

保護者の仕事の都合により、送迎できない場合など、柔軟に利用できることを推奨し、就労支援としての役割を高めていく。

### (11) 妊婦に関する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

認定	令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	235	223	212
確保方策（対応数）	235	223	212

### <確保方策の内容>

妊娠届時に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査助成券を発行し、妊娠・分娩までの間、定期的に健康診査を医療機関等で受診することで、母胎の健康管理を行うように助言する。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

認定	令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	10	10	10
確保方策（対応数）	10	10	10

### <確保方策の内容>

子どもの貧困問題に対応するための子育て支援制度の一環として、対象世帯が必要に際し利用できるように、保護者及び保育事業者に制度の周知を図る。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について

### 【認定こども園特別支援教育・保育】

私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を推進します。

認定	令和4年度 (実績推計)	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所数）	1	1	1
確保方策（か所数）	1	1	1

### <確保方策の内容>

対象保育施設に制度の周知を行うとともに、特別な支援が必要な児童とその保護者のニーズにあった教育・保育等の提供を図る。

### **3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容**

#### **(1) 認定こども園の設置、設置時期その他認定こども園の普及に関する考え方**

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として、認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の就労にかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できます。

また、増大する保育需要に対して、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進することで、特に保育需要の高い低年齢児の待機児童対策として有効です。

そのようなことから、本市における認定こども園の整備については、需給計画における教育・保育のニーズ量や提供体制との調整を行いながら本計画においても、県と連携した取組を行っていきます。

#### **(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策**

子ども・子育て支援新制度では、親の働く状況の違いにかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児期の学校教育・保育を提供し、すべての子どもたちが健やかに、又心豊かに成長することの支援を目的としています。

そのため、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の人材確保や研修の充実、処遇改善をはじめとする労働環境の改善並びに各年齢における職員配置の改善など、国県の指針に従い、本計画においても、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図っていきます。

#### **(3) 幼児教育・保育の無償化の実施**

急速な少子化の進行や幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。

#### **(4) 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携**

地域型保育事業については、国の基準に従い、連携施設と円滑な接続ができるように努めます。

また、教育・保育施設と小学校との接続については、幼保小連絡協議会等を介して、各施設間における情報及び目的の共有を行い連携の推進に努めます。

### **4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保**

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、本計画においても、計画的に教育・保育施設の定員の拡充を図ります。

## **5 子どもに関する専門的な知識及び技術に係る県との連携**

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実について、県が行う施策との連携を図るとともに、本市の実情に応じ各機関と連携を密にして展開します。

## **6 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携**

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、宮崎労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、本計画においても地域の実情に応じた取組を進めます。

## **7 公と民の協働による柔軟な保育サービスの提供**

少子化や女性の社会進出など、子どもや子育て世帯を取り巻く状況は変化しており、多様化する保育ニーズの高まりから、公と民が協働して柔軟で充実した保育サービスを提供する体制を構築することが重要です。公立保育所等の民営化に取り組み、本市の教育・保育の提供と子育て支援事業の充実を図り、市民が安心して子育てができる環境を整備していきます。

## 第6章 計画の推進

### 1 役割分担と連携

計画の推進にあたっては、すべての市民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。市民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民へ本計画の周知を行っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、人と人とのふれあい、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、NPO、地域団体などの各種関係団体と連携し、また市民の協力を得ながら、施策を推進していきます。

### 2 進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、確保方策について計画に基づく取組の状況を継続的に把握・評価し施策の改善につなげます。

---

# 小林市

第2期小林市こども・子育て支援事業計画 中間見直し

**発行日** 令和5年3月

**発行** 小林市健康福祉部 子育て支援課

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地

TEL 0984-23-1278 FAX 0984-24-5063

Mail [k\\_kosodate@city.kobayashi.lg.jp](mailto:k_kosodate@city.kobayashi.lg.jp)

URL <http://cms.city.kobayashi.lg.jp>

---

※子育て支援課は、組織改編により、令和5年4月にこども課へ名称が変更されます。